

令和 9 年度
習志野市障がい者基幹相談支援センター
運營業務委託事業者募集要項

令和 8 年 1 0 月

習志野市健康福祉部
障がい福祉課

1. 公募の趣旨

障がい者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域社会を実現するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の二第1項に基づき設置される施設であり、すべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病など）及びその家族、介護者、関係機関等（以下「障がい者等」という。）に対して、総合的・専門的な相談等を一体的に行い、中核的役割を担う機関として、障がい者やその家族の自立と社会参加を促進することを目的としている。

そこで、事業目的を効果的に達成するためにプロポーザル（公募型）により運営事業者の選考を行い委託するものである。

2. 公募するセンターの対象者、設置場所

センターを開設・運営する事業者1者を次のとおり公募する。

（1）対象者

主に、障がい者等を相談対象とする。

（2）設置場所

習志野市内で、業務を円滑に実施できる場所を、受託者が用意する。

3. 委託期間

委託期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

令和10年度以降の委託予定については、別に定める評価基準により実施状況が良好と認められ、双方が合意した場合には、原契約を含めて最大3年まで更新ができることとする。また、継続の意思がない場合は契約終了の6カ月前までに、委託者、受託者ともに相手方へ通知するものとする。

4. 契約上限額

業務委託に係る契約額の上限額は、下記のとおりとする。

令和9年度：27,728,000円（税込）

5. 応募資格

（1）申請者の応募資格

以下のすべての条件を満たすもの

- ① 習志野市内で障がい福祉活動の実績がある事業者
- ② 令和9年3月31日の時点で習志野市において指定一般相談支援事業又は指定特定相談支援事業の指定を受けている又は指定を受ける見込みがある事業者。
- ③ 障がい福祉の相談支援業務経験が申請時に3年以上ある、社会福祉士又は精神保健福祉士等の専門的技術職員に従事させることが出来る事業者。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律

第123号)第36条第3項各号の規定に該当しないこと

- ⑤ 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく指名除外措置を、本契約業務の募集の日から契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること、又は受けることが明らかである者でないこと
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の日より過去6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者であって、更生手続開始決定を受けていない者
 - ウ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者であって、再生手続開始決定を受けていない者
- ⑦ その他、共同事業体(複数の事業者でグループを構成する組織体)で応募する場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア. 共同事業体として参加する場合は、その代表となる事業者を定めること。
 - イ. 共同事業体のすべての構成員が①、③、④、⑤及び⑥の要件を満たしていること。
 - ウ. 共同事業体の構成員は、本業務に係る共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
 - エ. 共同事業体の構成員は、単独及び他の共同事業体の構成員として本選考に参加することができないものとする。

6. センター運営の業務内容

仕様書のとおり。なお、関係法令等の改正に準ずる業務内容の変更等に対しては、協議により決定する。

7. 募集及び選考スケジュール

令和8年10月27日(火)	市ホームページに募集掲載 ※候補者説明会は開催しないものとし、市ホームページに掲載する募集要項等の関係書類等を確認すること。
令和8年10月27日(火)から 11月9日(月)午後4時30分まで	質問書受付期間
令和8年11月16日(月)(予定)	質問書の回答
令和8年11月24日(火)	応募申請受付開始
令和8年12月15日(火) 午後4時30分まで	応募申請受付終了
令和8年12月24日(木)(予定)	プレゼンテーション
令和9年1月7日(木)(予定)	候補事業者の決定、通知、公表

8. 応募の手続き等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等を市ホームページに掲載する。様式は、必要に応じダウンロードして使用するものとする。

(2) 質問書について

募集要項等の内容及び実施場所の施設・設備について次により質問を受け付ける。

① 受付期間

令和8年10月27日(火)から令和8年11月9日(月)まで

② 提出方法

質問書(別記第4号様式)により作成のうえ、習志野市障がい福祉課へEメールにより提出するものとする。なお、提出後、必ず習志野市障がい福祉課へ電話にて受信確認を行うこと。電話等での質問には応じない。

③ 質問に対する回答

回答は令和8年11月16日(月)に市ホームページに掲載する。

(3) 応募申請

- ① 受付期間 令和8年11月24日(火)から令和8年12月15日(火)まで
(ただし、土曜、日曜を除く。)
午前9時から午後4時30分まで
- ② 提出先 習志野市役所 健康福祉部 障がい福祉課
- ③ 提出方法 持参(受付時間は、平日午前9時から午後4時30分までに限る。)若しくは郵送によることとする。Eメールでの提出は受け付けない。持参による場合は事前に障がい福祉課へ電話連絡すること。郵送による場合は、書留とし、封筒に「障がい者基幹相談支援センター運営業務委託プロポーザル応募書類在中」と朱書し、締切日必着とする。

(4) 書類記入に当たっての留意事項

① 各様式に関する事項等

- ア. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時に定める単位とする。
- イ. 提出書類は返却しない。
- ウ. 提出書類作成に必要な費用は、提案事業者の負担とする。
- エ. 提出期限を過ぎてからの記載内容の追加、修正はできない。
- オ. 発注者の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- カ. 本応募において発注者が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者には提供しない。
- キ. 提出された提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第8条各号に定める非公開情報(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、公開することとなる。
- ク. 提出書類の内容が著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が負うこととする。
- ケ. 提出書類はプロポーザルの実施に必要な範囲内において、複製、複写することがある。

② 失格条項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア. 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- イ. 書類に虚偽の記載があったとき。
- ウ. 提出方法、提出期限を守らないとき。
- エ. 選定委員(本募集要項9に記載)に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき。
- オ. その他選定委員会(本募集要項9に記載)が不適格と認めたとき。

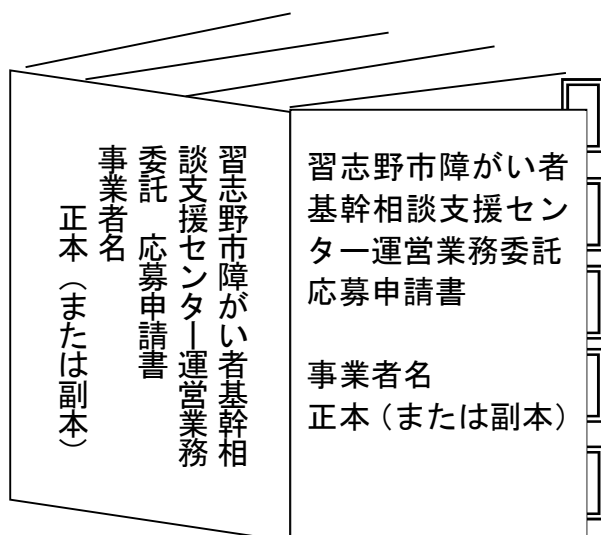
(5) 提出書類

	書類名	備考	様式
1	習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託 応募申請書		様式 1
2	定款		
3	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	提出書類提出日より 3 か月以内に発行されたもの	
4	印鑑証明	提出書類提出日より 3 か月以内に発行されたもの	
5	事業者組織図		様式自由
6	代表者履歴書		様式自由
7	役員名簿		様式自由
8	事業経歴、実績書		様式自由
9	事業者概要	現在、運営している施設 又は事業に関する資料、 パンフレット可	様式自由
10	誓約書		様式 2
11	協定書 (共同事業体の場合)		様式自由
12	習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託 提案書		様式 3
13	収支予算書		参考様式 あり
14	見積書		参考様式 あり

※上記以外に書類の提出を求める場合がある。

※共同事業体については 2 ～ 10 について各構成員分の提出をすること。

- * 提出書類は特段の定めがない限りA4縦型とし（図面等はA4に折りたたむ）、表紙並びに背表紙に「習志野市障がい者基幹相談支援センター運營業務委託応募申請書」、「事業者名」、「正本」「副本」の区別を記載し、各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、これにインデックスを添付して縦長A4紙ファイル等に綴じる。



- (3) 提出部数 正本1部（見積書を1部添付、記名押印すること）、副本3部（見積書の添付は不要。）、副本1部の内容がデータで格納されたCD-R1枚を提出すること。
- 正本は、事業者名を記載したものを提出すること。副本3部は、正本と同じ内容であるが、法人名の特定につながるような記述（事業所名等の名称及び代表者名等）を記入せず（又は黒塗り）、法人印を押印していないものを提出すること。

9. 審査・選考

(1) 選考方法

- ① 習志野市障がい者相談支援事業委託法人及び習志野市基幹相談支援センター運營業務委託法人候補者選考・評価委員会（以後「委員会」という。）において、提案者の行うプレゼンテーションの内容により、提案者の審査、事業者選考を行う。その後、市長が候補事業者を決定する。
- ② プレゼンテーションを行う場所は、習志野市役所庁舎内とし、詳細は個別に通知する。
- ③ プレゼンテーションは、1事業者40分程度とし、冒頭20分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後本市からのヒアリングを20分程度実施する。入退室の時間は含めないものとする。
- ④ プレゼンテーションの会場に入室できるものは1事業者3名以内（ただし、共同事業体は6名以内）とし、委託業務に従事する予定の者が出席すること。
- ⑤ プレゼンテーションの際に、パワーポイント等の使用を可とするが、説明内容は提出書類と同一とし、要点を簡潔にまとめること。提出書類に記載のない提

案を盛り込んだ説明をすることは認められない。また、資料などは事業者名を特定できないように塗りつぶすなどすること。プロジェクター（HDMI 対応）、スクリーン、電源は事務局で用意するが、使用するパソコンは応募者が用意すること。

- ⑥評価は委員会において、委員が審査項目及び評価基準による合計点に基づき高得点順に順位を付け、最も順位の高かった提案者を第1位の候補事業者と決定する。第2位以下も同様とする。同点の場合又は審査項目に留意すべき点があった場合は、委員会において、審査を行い採決により決定する。
- ⑦提案者が1者のみとなった場合でも本選考は実施する。
- ⑧習志野市障がい者基幹相談支援センター運營業務委託候補事業者選考評価項目（表1）について審査する。

（2）選考結果

- ①選考結果は応募したすべての事業者に文書で通知する。
- ②審査の結果によっては、候補事業者なしとする場合もある。
- ③令和9年習志野市議会第1回定例会において、令和9年度習志野市一般会計予算が否決された場合は、本業務委託契約の締結は行わないこととする。

（3）応募及び選考結果の公表

選考結果は、応募者に通知するほか、契約候補者を市ホームページで公表する（応募状況及び審査状況により変更する場合がある）。

市ホームページでは、第1位契約候補者名及び評価結果を公表する。

審査及び選考結果に関するお問合せには応じられない。また行政不服申立の対象外であるため、応募者は審査及び選考結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 応募にあたっての留意事項

- （1）応募にあたっては、本募集要項及び仕様書を熟読すること。
- （2）1事業者（1共同事業体）1提案とする。
- （3）応募に係る費用は、申請者の負担とする。
- （4）公募の公平性を期すために、質問書以外の応募に係る個別の相談等の問い合わせについては応じない。
- （5）提出書類について
 - ① 提出書類一式は返却しない。また、提出書類等の著作権は、提案者に属するが、習志野市情報公開条例（平成9年条例第17号）の規定により情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
 - ② 提出後の書類の変更、差し替え又は再提出は受付期間中に限り認める。その後の書類の変更、差し替え又は再提出は、明らかな誤り、軽微な修正を除き、認めない。
 - ③ 提案に係る書類は、本プロポーザルのために使用するものとし、市に無断でその他の目的に使用しないこと。
- （6）以下の場合、応募を無効とする場合がある。
 - ① 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- ② 本募集要項に示す内容に従わない提案である場合
 - ③ 見積額が、契約額の上限を超える場合
- (7) 応募を取り下げる場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

1 1. 問合せ先

担当課 習志野市役所 健康福祉部 障がい福祉課
住 所 〒275-8601
習志野市鷺沼2-1-1
電 話 047-451-1151（内線215）
F A X 047-453-9309
E-mail syogaifu@city.narashino.lg.jp

表 1 習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託事業者選考評価項目

評 価 項 目		配 点
1.	業務遂行体制及び履行保証	4 0
	配置予定職員の専門的業務経験	
	欠員が生じた場合の体制確保	
	障がい福祉事業の活動実績	
	職員の資質向上の取組み	
2.	業務実効性	5 0
	複合的な課題を抱える障がい者等(困難事例)に対する支援方法	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）に係る支援	
	権利擁護・障がい者虐待の理解と取組み	
	相談支援事業者の人材育成の支援	
	相談支援事業者への専門的な指導及び助言の実施	
	地域生活支援拠点等における中核的な機関としての調整の役割	
	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの役割	
	地域課題分析と解決に向けた取組み	
	関係機関との連携	
	委託料見積額	
3.	業務管理	1 0
	個人情報保護及び管理方法	
	緊急時・苦情の対応	
合 計		1 0 0

習志野市長 宮 本 泰 介 あて

所 在 地

事業者(法人)名

代表者職氏名

印

習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託 応募申請書

このことについて、次の提出書類を添えて応募します。

1. 提出書類

- (1) 習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託 応募申請書 . . . 1 部
- (2) 定款 1 部
- (3) 法人の登記事項証明書 1 部
- (4) 印鑑証明 1 部
- (5) 事業者組織図 1 部
- (6) 代表者履歴書 1 部
- (7) 役員名簿 1 部
- (8) 事業経歴、実績書 1 部
- (9) 事業者概要 1 部
- (10) 誓約書 1 部
- (11) 習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託提案書 1 部
- (12) 収支予算書 1 部
- (13) 見積書 1 部

2. 担当者連絡先

担 当 者 名			
連 絡 先	住	所	〒
	電	話	
	F	A X	

誓 約 書

年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 あて

所 在 地

事業者(法人)名

代表者職氏名

印

申請者は、次の要件を満たしていることを誓約します。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 3 項各号の規定に該当しないこと。
2. 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を本契約業務の募集の日から契約候補者決定の日までの間、受けていない者であること、又は受けることが明らかである者でないこと。
3. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しないこと。
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の日より過去 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者であって、更生手続開始決定を受けていない者。
 - ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者であって、再生手続開始決定を受けていない者。

このことについて、下記のとおり提出します。

事業者(法人)名	
事業所名	
事業所所在地	
本事業の実施場所	

※事業所の平面図及び周辺図を添付してください。

1. 業務遂行体制と履行保証

(1) 配置予定職員の専門的業務経験

* 職員の経歴書(様式自由)、資格証等の写し(原本証明不要)を添付してください。
また、相談支援専門員については、実務経験証明書(雇用時作成済みのものでも可)及び相談支援専門員経歴書(雇用時作成済みのものでも可)も提出してください。

(2) 職員の人員体制及び欠員が生じた場合の体制確保

(3) 障がい福祉事業の活動実績

(4) 職員の資質向上の取組み

2. 業務の実効性

(1) 複合的な課題を抱える障がい者等（困難事例）に対する支援方法

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）に係る支援方法

(3) 権利擁護・障がい者虐待の理解と取組み内容

(4) 相談支援事業者の人材育成の支援方法

(5) 相談支援事業者への専門的な指導及び助言の実施方法

(6) 地域生活支援拠点等における中核的な機関としての調整の役割について

(7) 地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの役割について

(8) 地域課題分析と解決に向けた取組みについて

(9) 関係機関との連携について

3. 業務管理

(1) 個人情報保護及び管理方法

(2) 緊急時・苦情の対応

4. 配置予定職員名簿

氏 名	生年 月 日	勤務 形態	従事 内容	経験 年数	備考
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			
		常勤・非常勤 専任・兼任			

(注)

- 1 勤務形態欄は、常勤・非常勤の別、専任兼任の別を記入すること。兼任の場合は、備考欄に兼任している職の内容、時間などを記入すること。
- 2 従事内容欄は、主に従事する業務を記入すること。
- 3 経験年数欄は、障がい者の相談支援業務に関する経験の年数を記入すること。
- 4 共同事業体の場合は配置予定職員の所属する法人名および事業者名を記載すること。

質 問 書

年 月 日

習志野市長 宛て

提 出 者 事業者(法人)名

代表者職氏名

習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託プロポーザルに関して、下記のとおり質問します。

記

質 問 内 容	
1	
2	
3	
4	
5	
6	

(担当者連絡先)

事業者(法人)名 _____

担当者職・氏名 _____

電話番号 () _____

ファクシミリ番号 () _____

メールアドレス _____

参考様式

令和9年度 収支予算書

事業者(法人)名

<収入>

(単位：円)

項目	細目	金額	備考
合計			

<支出>

項目	細目	金額	備考
人件費支払			
		従事する職員一人ひとりの人件費を記載	
小計			
一般管理支払費	車両費		
	光熱水費		
	消耗品費		
	福利厚生費		
	旅費交通費		
	研修費		
	通信運搬費		
	賃借料		
	保険料		
	その他の支出		
小計			
合計			

参考様式

見積書

件名 令和9年度習志野市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託

金額 円（税込）

年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 あて

所在地

見積者 事業者(法人)名

代表者職氏名

参考資料

1. 令和5年度から令和7年度まで 習志野市基幹相談支援センター運営業務委託実施状況

令和5年度相談実績（延件数）：3, 523件

令和6年度相談実績（延件数）：3, 037件

令和7年度相談実績（延件数）：2, 485件

2. 障がい者手帳所持者数（令和8年3月末現在）

身体障害者手帳	療育手帳 （知的障がい者）	精神障害者 保健福祉手帳	自立支援医療 （精神通院）
4, 073人	1, 319人	2, 163人	3, 210人

基幹相談支援センターの市内相談体制 イメージ図

